

平成 29 年度
京都縦貫自動車道外 1 線
道路交通管理業務委託
(平成 29 年 6 月 1 日～平成 32 年 5 月 31 日)

仕 様 書

- ・ 交通管制業務
- ・ 交通管理業務
- ・ 電気通信・機械施設等日常保守点検業務
- ・ 雪氷管理業務
- ・ 電気通信・機械施設等保守定期点検業務

平成 29 年 6 月
京都府道路公社

道路交通管理業務委託
仕様書

道路維持管理業務に関する共通仕様書

第1章 総 則

第1条	目的	-----	1
第2条	関係法令及び条例の遵守	-----	1
第3条	公社の指示	-----	1
第4条	公社への通知	-----	1
第5条	委託業務の内容、基地及び業務場所	-----	1
第6条	責任者の配置人員、資格、及び勤務時間	-----	2
第7条	業務員の配置人員、資格、及び勤務時間	-----	2
第8条	教育訓練	-----	2
第9条	委託期間及び委託区間	-----	3
第10条	委託業務の実施	-----	3
第11条	制服等の着用	-----	3
第12条	資格証明書の携帯	-----	3
第13条	業務用無料通行証等の交付	-----	3
第14条	無線電話等の使用	-----	4
第15条	施設等の貸与	-----	4
第16条	パトロール車等の貸与	-----	4
第17条	貸与施設等の内訳	-----	4
第18条	記録及び報告	-----	4
第19条	備付書類等	-----	5
第20条	個人情報の取扱	-----	5
第21条	その他	-----	6

第2章 交通管制業務

第22条	業務の内容	-----	6
------	-------	-------	---

第3章 交通管理業務

第23条	業務の内容	-----	6
第24条	緊急出動	-----	8
第25条	通報	-----	8
第26条	異常事態の処理及び法令違反者に対する警告等	-----	9
第27条	パトロールへの復帰等	-----	9
第28条	後方警戒	-----	9

第 29 条 警察等との協力	-----	9
----------------	-------	---

第 4 章 電気通信・機械施設等日常保守点検業務

第 30 条 業務の内容及び対象施設	-----	9
第 31 条 点検者及び保守点検責任者	-----	10
第 32 条 応急復旧業務	-----	10
第 33 条 打ち合わせ等	-----	10
第 34 条 業務の履行等	-----	10
第 35 条 業務の実施日及び時間	-----	10
第 36 条 業務の一時停止	-----	10
第 37 条 臨機の措置	-----	11
第 38 条 安全等の確保	-----	11
第 39 条 消耗品等	-----	11
第 40 条 提出書類	-----	11

第 5 章 雪氷管理業務

第 41 条 雪氷業務の内容	-----	11
----------------	-------	----

第 6 章 電気通信・機械施設等保守定期点検業務

第 42 条 保守点検業務の内容	-----	12
第 43 条 定期点検責任者	-----	12
第 44 条 業務従事者の資格	-----	12
第 45 条 業務の実施時間	-----	13
第 46 条 業務の履行	-----	13
第 47 条 交換部品	-----	13
第 48 条 受託者の負担	-----	13
第 49 条 予備品の整理・整頓	-----	13
第 50 条 臨機の措置	-----	14
第 51 条 関係機関等への連絡及び協議	-----	14
第 52 条 質疑事項	-----	14
第 53 条 業務履行計画書	-----	14
第 54 条 業務実施予定表	-----	14
第 55 条 業務打ち合わせ記録簿	-----	14
第 56 条 点検結果報告書	-----	14
第 57 条 故障報告書	-----	14
第 58 条 写真管理	-----	15

第 59 条 検査	-----	1 5
第 44 条 その他の業務	-----	1 5

別 紙

別紙 1 交通管理・管制等業務組織表	-----	1 6
別紙 3 日常保守点検業務の対象設備	-----	1 7
別紙 4 電気通信・機械設備等日常保守点検業務提出書類一覧	-----	1 8
別紙 5 電気通信・機械設備等保守定期点検施設一覧		

別 表

別表－1 トンネル等級 A の非常用施設	-----	1 9
別表－2 保守定期点検業務に従事する点検者の資格	-----	2 0
別表－3 交換部品一覧	-----	2 1

様 式

様式－1 打合せ記録簿	-----	2 2
様式－2 保守定期点検業務報告書	-----	2 3
様式－3 保守定期点検業務故障報告書	-----	2 4

第1章 総則

(目的)

第1条 この仕様書は、京都府道路公社（以下「公社」という。）が管理する京都縦貫自動車道及び山陰近畿自動車の道路交通管理業務を公社から委託を受けた者（以下「受託者」という。）が実施する場合に必要な事項を定めることを目的とする。

(関係法令及び条例の遵守)

第2条 受託者は、業務の実施に当たっては、関係法令及び条例等を遵守しなければならない。

(公社の指示)

第3条 受託者は、委託業務の実施に当たり、公社の指示を求める必要のある場合は、直ちに公社の指示を求めなければならない。

2 受託者は、道路の利用者等（以下「利用者等」という。）との間に争いが生じないよう委託業務を実施するものとし、利用者等との間に争いが生じた場合は、直ちに公社に報告し、公社の指示に従わなければならない。

(公社への通知)

第4条 受託者は、受託者の使用する者の内から委託業務の実施に従事する者（以下「業務員」という。）を定め公社に通知するものとする。

(委託業務の内容、基地及び業務場所)

第5条 本業務の内容は、次の各号に掲げる業務とする。

- (1) 交通管制業務
- (2) 交通管理業務
- (3) 電気通信・機械施設等日常保守点検業務
- (4) 電気通信・機械施設等保守定期点検業務
- (5) 雪氷管理業務

2 基地及び業務場所は次の各号によるものとする。

- (1) 交通管制業務は、京都府道路公社管理事務所内の公社が指定する事務室を基地とし、管制室を業務場所とする。
- (2) 交通管理業務は、京都府道路公社管理事務所内の公社が指定する事務室を基地とし、京都縦貫自動車道 宮津天橋立 I C 取付部から丹波 I C の区間(綾部ジャンクション部の B、D、E、G ランプを含む)の本線、並びに山陰近畿自動車道路 京丹後大宮 I C 取付区間から宮津天橋立 I C までのランプ及び道路付属施設を業務場所とする。
- (3) 電気通信・機械施設等日常保守、保守定期点検業務は、公社が指定する事務室を基地とし、上記2項と同じ期間及び区間の電気通信・機械施設等を業務場所とする。
- (4) 雪氷管理業務は、京都府道路公社管理事務所内の公社が指定する事務室を基地とし、管制室を業務場所とする。

(責任者の配置人員、資格及び勤務時間)

第6条 受託者は、高速道路等での交通管理・管制業務の監理・監督者としての実務経験を1年以上有した者を総括責任者として1名配置しなければならない。

2 責任者の勤務時間は8時30分から17時30分とする。

(業務員の配置人員、資格及び勤務時間)

第7条 受託者は、業務を実施するときは、次の各号により実施しなければならない。また、各業務に従事する者は、普通自動車運転資格を有し、安全に普通自動車の運行を行うことが可能な者とする。

1 (交通管理・管制業務・日常保守業務)

(1) 交通管制業務の実施に当たっては原則3名1組で従事するものとし、その内、第3級陸上特殊無線技士以上の資格者を1班当たり1名以上、かつ高速道路等での交通管制業務3年以上の実務経験を有する者を1名以上配置するものとする。

(2) 交通管理業務の実施に当たっては2名1組で従事するものとし、その内、小型移動式クレーン技能講習及び玉掛け技能講習の修了者を1名以上、かつ高速道路等での交通管理業務3年以上の実務経験を有する者を1名以上配置するものとする。

(3) 電気通信・機械施設等日常保守点検業務実施に当たっては2名1組で従事するものとし、その内、第2種電気工事士及び第3級陸上特殊無線技士以上の資格者を1班当たり1名以上、かつ高圧受電設備、情報処理設備、伝送設備またはトンネル非常用設備等の何れかにおける保守点検業務の実務経験を1年以上有する者を1名以上配置するものとする。

(4) 雪氷管理業務には、高速道路等での雪氷管理業務の実務経験を1年以上有する者を1名以上配置するものとする。

(5) (1)～(4)の業務は、(1)、(3)の業務を含め1班当たり第3級陸上特殊無線技士以上の資格者を4名以上を配置するものとする。

2 各業務員の配置人員及び勤務時間は別紙1の交通管理・管制等業務組織図のとおりとする。

3 受託者は、別紙1に示す交通管理・管制等業務組織図の24時間勤務者の内から各班毎に班長と副班長を各1名選任することとし、班長は班の業務のとりまとめを行うとともに8時30分から翌朝8時30分の間における業務の責任者とすること。また、副班長は、班長を補佐するとともに、冬期雪氷管理業務に関する責任者とすること。

(教育訓練)

第8条 受託者は、委託業務を安全かつ円滑に実施するため、業務員の教育訓練に努めるものとする。

2 教育訓練は、当面は次の各号に示す内容を基本とするが、公社及び受託者協議の上、必要に応じ当該管理道路の実態に即した内容に変更できるものとする。

(1) 京都縦貫自動車道の道路維持管理業務受託者の一員としての自覚

(2) 公社の定めた各業務要領の習熟とその実務の習熟

(3) 各機器等の操作の習熟

(4) 事故、故障車、落下物等発生を想定した交通規制を含む処理訓練

- (5) 交通管理及び交通安全等に係わる研修への参加
- (6) その他道路維持管理業務業務実施における必要な訓練

3 前項第4号に掲げる教育訓練については、毎月実施することとし、実施結果について公社へ書面で報告することとする。また、その他の教育訓練については、常に心がけることとし、受託者において報告必要と認めたもののみ書面で公社へ報告することとする。

(委託期間及び委託区間)

第9条 各業務の委託期間及び委託区間は、次の各号によるものとする。

- (1) 交通管制業務、交通管理業務、電気通信・機械施設等日常保守及び保守定期点検業務は、平成29年6月1日から平成32年5月31日の期間で、京都縦貫自動車道の宮津天橋立ICから丹波ICまでの52.6Km、山陰近畿自動車の宮津天橋立ICから京丹後大宮ICまでの10.5Km、及び京丹後大宮、与謝天橋立、宮津天橋立、舞鶴大江、綾部安国寺、京丹波わち、京丹波みずほ、丹波の各ランプ並びに由良川PA、京丹波PA、綾部JCT部のB、D、E、Gランプとする。
- (2) 雪氷管理業務

雪氷対策期間：各年11月20日から翌年4月5日

(委託業務の実施)

第10条 受託者は道路維持管理業務要領によるほか、次の各号に定める要領により委託業務を実施しなければならない。

- (1) 交通管制業務は、交通管制要領
- (2) 交通管理業務は、交通管理要領
- (3) 電気通信・機械施設等日常保守点検業務は、電気通信・機械施設等日常保守点検要領
- (4) 電気通信・機械施設等保守定期点検業務は、電気通信・機械施設等保守定期点検要領
- (5) 雪氷管理業務は、雪氷対策要領、冬用タイヤ装着指導要領、雪氷作業手引き書
- (6) その他、防災業務要領、震災点検要領、交通規制作業要領、無線運用管理要綱

(制服等の着用)

第11条 受託者は、業務員に公社の承認を受けた制服を着用させなければならない。

(資格証明書の携帯)

第12条 受託者は、業務員に常に公社が発行する「資格証明書」を携帯させ、関係人の請求があったときは、これを呈示させなければならない。

(業務用無料通行証等の交付)

第13条 公社は、業務実施に際し必要と認める場合は、交通管理・管制等業務の関係車両に対して、業務用無料通行証等を交付することができる。

2 受託者は、業務用無料通行証等の交付を申請する場合には、業務用無料通行証等の交付申

請書に基づき公社に申請するものとする。

- 3 受託者は、業務用無料通行証等の使用について契約の目的以外に使用してはならない。また、公社が業務用無料通行証等の返納を求める場合は、ただちに返納しなければならない。
- 4 発行された業務用無料通行証等について、受託者側の事由（紛失、車両の更新等）により発行が必要となった場合の費用は、受託者が負担するものとする。

(無線電話等の使用)

第14条 受託者は、委託業務の実施にあたって無線電話等を使用する場合は、公社が別に定める京都府道路公社無線運用管理要綱により行うものとする。

(施設等の貸与)

第15条 公社は、受託者が委託業務を実施するために必要な施設及び物品（受託者の従業員の福利厚生に供するもの、事務用消耗品、その他現場管理費に含まれるもの）を除く。以下「貸与施設等」という。）を受託者に無償で貸与又は支給するものとする。

- 2 受託者は、貸与施設等を委託業務以外の目的に使用し、又は転貸し、若しくは担保に供してはならない。
- 3 受託者は、貸与施設等を善良な管理者の注意義務を持って管理しなければならない。
- 4 受託者の故意又は重大な過失により貸与施設等に損害を与えた場合は、受託者の責任において修繕を行うものとする。また、修繕が不能の場合は、費用弁書を行うものとする。

(パトロール車等の貸与)

第16条 公社は、委託業務の実施に必要なパトロール車等を無償貸与する。ただし貸与にあたっては、次の各号によることとする。

- (1) 受託者は、借用にあたっては別途公社に使用申請を行い、公社の許可を得て使用するものとする。
- (2) パトロール車等の使用する燃料、油脂類は公社が支給する。
- (3) パトロール車の車載機材についても同様の手続きを行うものとする。
- (4) 貸与されたパトロール車等の現状維持に必要な管理及び数量確認は受託者が行うこと。
- (5) 受託者は、貸与されたパトロール車等の管理簿を作成するとともに公社から指示があった場合は、使用状況等を書面で報告すること。
- (6) 受託者の故意又は過失によってパトロール車等を損傷した場合は、公社の指示する期間内に現状復旧するか、又はその損害を賠償しなければならない。

(貸与施設等の内訳)

第17条 公社が受託者に貸与する施設、車両、物品の内訳は別途定めるものとする。

(記録及び報告)

第18条 受託者は、業務日誌を各業務の要領に定める様式により毎日の委託業務実施状況、その他の必要事項を記載し、翌日公社に報告しなければならない。

2 受託者は、毎月月次報告書を作成し、翌月の5日までに公社に提出しなければならない。

(備付書類等)

第19条 受託者は、次の各号に掲げる書類及び帳簿を公社が指定する事務室に備えなければならない。

- (1) 交通管理・管制等業務委託契約書（写）
- (2) 交通管理・管制等業務委託仕様書
- (3) 貸与施設等に関する帳簿及び目録
- (4) 受託者の所有する施設等の目録
- (5) 支給品の受払簿
- (6) 業務日誌
- (7) 勤務表
- (8) 公社が貸与する各業務要領
- (9) その他必要な書類等

(個人情報の取扱)

第20条 受託者はこの業務の実施にあたり、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱を適切に行わなければならない。

- 2 (収集の制限) 受託者は、この業務を実施するために個人情報を収集するときは、業務の目的を達成するために必要な範囲で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。
- 3 (目的外利用・提供制限) 受託者は、公社の指示がある場合を除き、この業務に関して知ることのできた個人情報を、業務の目的以外に利用したり第三者に提供してはならない。
- 4 (漏えい、滅失及び損の防止) 受託者は、この業務に関して知ることのできた個人情報について、漏えい、滅失及び損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 5 (廃棄) 受託者は、この業務に関して知ることのできた個人情報について、保有する必要がなくなったときは、確実かつ速やかに廃棄又は消去しなければならない。
- 6 (秘密の保持) 受託者は、この業務に関して知ることのできた個人情報をみだりに他人に知らせてはならない。また、この業務が終了し解除された後についても同様とする。
- 7 (複写又は複製の禁止) 受託者は、この業務を処理するため公社から引き渡された個人情報が記録された資料等を、公社の承諾なしに複写又は複製してはならない。
- 8 (業務従事者への周知) 受託者は、この業務に従事している者に対し、在職中及び退職後においても、この業務に関して知ることのできた個人情報をみだりに他人に知らせたり、不当な目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に必要な事項を周知させるものとする。
- 9 (資料等の返還) 受託者は、この業務を処理するために公社から提供を受けたり受託者自らが収集若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、この業務完了後直ちに公社に返還又は引き渡すものとする。ただし、公社が別に指示したときはその指示によるものとする。
- 10 (立入調査) 公社は、受託者がこの業務の執行にあたり取り扱っている個人情報の扱いに

について、隨時、立入調査をすることができる。

- 11 (事故発生時における報告) 受託者は、前項にしめす個人情報取扱の内容に違反する事態が生じた場合、又は生じる恐れがあることを知ったときは速やかに公社に報告し、公社の指示に従うものとする。

(その他)

第 21 条 その他、仕様書に明示のない事項は、双方協議の上決定する。

2 契約の期間終了後、次の受託者が異なる場合には、事務の円滑なる引き継ぎに協力するものとする。なお、詳細は発注者との協議により定めることとする。

第 2 章 交通管制業務

(業務の内容)

第 22 条 受託者は、次の各号に定める業務を交通管制要領に基づき実施しなければならない。

- (1) 無線通信及び有線通信による指令並びに非常電話の運用に関すること。
- (2) 交通事故その他異常事態の発生時における警察、消防、路側援助業者（J A F、民間 レッカー業者）等関係機関との連絡、調整及び通報に関すること。
- (3) パトロール隊に対する緊急出動指令及び応急措置指令に関すること。
- (4) 道路状況（気象状況を含む）交通状況（渋滞等）工事規制状況、その他円滑な交通の確保に必要な情報の収集伝達及び提供に関すること。
- (5) 各情報板及びその機器の操作に関すること。
- (6) 道路・交通管理に関する資料の作成及び交通事故等の統計の作成並びに報告に関すること。
- (7) 前各号に付随する業務

第 3 章 交通管理業務

(業務の内容)

第 23 条 受託者は、交通管理要領に基づき、毎日次の各号に定めるパトロールを行い、道路状況、交通状況及び気象状況の把握、第 25 条に定める通報、第 26 条に定める異常事態の処理、道路法等の違反者に対する警告等を実施しなければならない。

- (1) 定期パトロール：公社の指定する時間に行う大江基地、分駐所の定める各間を各 6 回 のパトロール
 - (2) 臨時パトロール：前号の定期パトロール以外に道路の安全と円滑を図るため、公社が特に必要があると認めて指示したパトロール
- 2 定期パトロールの時間及びルートは原則として次の各号によるものとする。
ただし、燃料補給時等において巡回時間が不足する場合は、舞鶴大江 I C 取付部並びに宮津天橋立 I C 取付部の巡回を省略することができる。

京丹後大宮 IC～綾部安國寺 IC (本隊)パトロール

北第1便 1時00分～3時00分

舞鶴大江基地～舞鶴大江 IC (A ランプ)～綾部 JCT (F ランプ～E ランプ)～綾部安國寺 IC (B ランプ～C ランプ)～綾部 JCT 下り本線～下り由良川 PA～舞鶴大江 IC 下り本線～宮津天橋立 IC 下り本線～宮津天橋立本線料金所～与謝天橋立 IC 下り本線～京丹後大宮 IC (G ランプ～A ランプ)～与謝天橋立 IC (B ランプ～A ランプ)～宮津天橋立本線料金所～宮津天橋立 IC (B ランプ～E ランプ～A ランプ)～舞鶴大江 IC (B ランプ～E ランプ)～舞鶴大江基地

北第2便 5時00分～7時00分

舞鶴大江基地～舞鶴大江 IC (C ランプ)～宮津天橋立 IC (D ランプ～E ランプ～C ランプ)～宮津天橋立本線料金所～与謝天橋立 IC (D ランプ～C ランプ)～京丹後大宮 IC (G ランプ～A ランプ)～与謝天橋立 IC 上り本線～宮津天橋立本線料金所～宮津天橋立 IC 上り本線～舞鶴大江 IC 上り本線～上り由良川 PA～綾部 JCT 上り本線～綾部安國寺 IC (B ランプ～C ランプ)～綾部 JCT (H ランプ～G ランプ)～舞鶴大江 IC (D ランプ～E ランプ)～舞鶴大江基地

北第3便 8時30分～11時30分 (始業点検時間を含む)

北第1便と同じルート

北第4便 13時00分～15時30分

舞鶴大江基地～舞鶴大江 IC (C ランプ)～宮津天橋立 IC (D ランプ～E ランプ～C ランプ)～宮津天橋立本線料金所～与謝天橋立 IC (D ランプ～C ランプ)～京丹後大宮 IC (G ランプ～A ランプ)～与謝天橋立 IC 上り本線～宮津天橋立本線料金所～宮津天橋立 IC 上り本線～舞鶴大江 IC 上り本線～上り由良川 PA～綾部 JCT 上り本線～綾部安國寺 IC (B ランプ～C ランプ)～綾部 JCT (H ランプ～A ランプ)～綾部 IC～綾部 JCT (D ランプ～G ランプ)～舞鶴大江 IC (D ランプ～E ランプ)～舞鶴大江基地

北第5便 17時00分～19時30分

舞鶴大江基地～舞鶴大江 IC (A ランプ)～綾部 JCT (F ランプ～C ランプ)～舞鶴西 IC～綾部 JCT (B ランプ～E ランプ)～綾部安國寺 IC (B ランプ～C ランプ)～綾部 JCT 下り本線～下り由良川 PA～舞鶴大江 IC 下り本線～宮津天橋立 IC 下り本線～宮津天橋立本線料金所～与謝天橋立 IC 下り本線～京丹後大宮 IC (G ランプ～A ランプ)～与謝天橋立 IC (B ランプ～A ランプ)～宮津天橋立本線料金所～宮津天橋立 IC (B ランプ～E ランプ～A ランプ)～舞鶴大江 IC (B ランプ～E ランプ)～舞鶴大江基地

北第6便 21時00分～23時00分

北第2便と同じルート

綾部 JCT～丹波 IC (分駐隊) 定期パトロール

南第1便 1時00分～3時00分

京丹波わち分駐隊詰所～京丹波わち IC (C ランプ)～綾部安國寺 IC (D ラ

ソブ°～Eランプ°～Gランプ°)～綾部JCT(Hランプ°～Eランプ°)～綾部安国寺IC上り線本線～京丹波わちIC上り線～京丹波みずほIC上り線～上り京丹波PA～丹波IC(Bランプ°～Eランプ°～Cランプ°)～京丹波みずほIC(Dランプ°～Eランプ°～Cランプ°)～京丹波わちIC(Dランプ°～Eランプ°)～京丹波わち分駐隊詰所

南第2便 5時00分～7時00分

京丹波わち分駐隊詰所～京丹波わちIC(Aランプ°)～京丹波みずほIC(Bランプ°～Eランプ°～Aランプ°)～丹波IC(Bランプ°～Eランプ°～Cランプ°)～下り京丹波PA～(仮称)瑞穂IC下り本線～京丹波わち下り本線～綾部安国寺IC下り本線～綾部JCTHランプ°～Eランプ°)～綾部安国寺IC(Bランプ°～Eランプ°～Aランプ°)～京丹波わちIC(Bランプ°～Eランプ°)～京丹波わち分駐隊詰所

南第3便 8時30分～11時30分(始業点検時間含む)

南第1便と同じコース

南第4便 13時00分～15時00分

京丹波わち分駐隊詰所～京丹波わちIC(Aランプ°)～京丹波みずほIC(Bランプ°～Eランプ°～Aランプ°)～丹波IC上り本線～園部IC～丹波IC下り本線～下り京丹波PA～京丹波みずほIC下り本線～京丹波わち下り本線～綾部安国寺IC下り本線～綾部JCT(Hランプ°～Eランプ°)～綾部安国寺IC(Bランプ°～Eランプ°～Aランプ°)～京丹波わちIC(Bランプ°～Eランプ°)～京丹波わち分駐隊詰所

南第5便 17時00分～19時00分

南第1便と同じコース

南第6便 21時00分～23時00分

南第2便と同じコース

(緊急出動)

第24条 受託者は、待機中又はパトロール中に第26条第1項第3号に定める異常事態の発生により公社から指示を受けた場合は、当該異常事態の処理等を実施するため、緊急出動を行わなければならない。

(通 報)

第25条 受託者は、パトロール又は緊急出動を行う場合は、次の各号に掲げる事項を直ちに管制室に無線電話等により通報しなければならない。なお、第3号又は第4号に掲げる事項について利用者等から情報を入手した場合も同様とする。

- (1) パトロール又は緊急出動の出発及び帰着
- (2) 折り返し地点及び公社が別に定める地点の通過
- (3) 交通管理要領に定める道路状況、交通状況及び気象状況に係る異常事態(以下「異常事態」という。)に関する事項
- (4) 道路法、その他の法令に違反している者(以下「法令違反者」という。)に対する警告等に関する事項

- (5) 異常事態の処理又は法令違反者に対する警告等を行うべき場所への到着したとき
- (6) 異常事態の処理又は法令違反者に対する警告等の終了
- (7) その他特に公社から通報を求められた事項

- 2 受託者は、パトロール中又は緊急出動中に次の各号に掲げる事態が発生したときは、直ちに当該各号に定める事項を無線電話等により管制室に通報しなければならない。
- (1) 交通渋滞等によるパトロールの遅延又は緊急出動の目的地への到着遅延
 - (2) 委託業務を実施するために使用する車両に係る交通事故若しくは故障又は隊員の傷病

(異常事態の処理及び法令違反者に対する警告等)

第 26 条 受託者は、異常事態又は法令違反者について交通管理要領に定めるところにより、これを処理し、又は警告等しなければならない。

(パトロールへの復帰等)

第 27 条 受託者は、前条の処理又は警告等をパトロール中に行った場合はパトロールに、基地から緊急出動したときは基地に、それぞれ復帰するものとする。ただし、パトロール中において処理又は警告等が長時間にわたったときは、当該パトロールを中断することができるものとする。

(後方警戒)

第 28 条 受託者は、道路上において自力走行ができなくなった車両のけん引（つり上げけん引を含む。）による排除が行われる場合において、交通の安全を図るため公社が指示したときはパトロール車により後続車に対して注意喚起をしなければならない。

(警察等との協力)

第 29 条 受託者は、業務の実施に当たっては、業務の内容に応じ、警察、消防及びその他関係機関と密接な連携を保ち、これと協力しなければならない。

第 4 章 電気通信・機械施設等日常保守点検業務

(業務の内容及び対象施設)

第 30 条 受託者は、別紙 3 に掲げる施設（以下「対象施設」という。）について、次の各号に定める業務を電気通信・機械施設等日常保守点検要領に基づき、実施しなければならない。

- (1) 日常保守点検
- (2) 故障発生時の応急復旧
- (3) 「電気通信・機械施設等保守定期点検業務」（以下「定期点検」という。）の実施に伴う後方警戒及び簡易な規制の補助

(点検者及び保守点検責任者)

第31条 受託者は、業務員のうちから点検者及び保守点検責任者を選任し、公社に通知しなければならない。

2 保守点検責任者は、仕様書、契約書、設計図書に基づき技術上の管理を行うものとする。

なお、業務実施にあたっては、公社と十分打ち合わせの上、相互協力し業務を実施しなければならない。

(応急復旧業務)

第32条 受託者は、応急復旧に当たっては、公社に損傷状況を報告するとともに、作業内容、作業時期等について協議し、承諾を得なければならない。

(打ち合わせ等)

第33条 受託者は、委託業務を適正かつ円滑に実施するため、常に公社と密接な連絡を行い、業務の方針及び条件等の疑義を正すものとし、その内容については、その都度打ち合わせを行いその結果を受託者が「打ち合わせ記録簿」に記録し提出するものとする。

(業務の履行等)

第34条 受託者は、業務履行にあたっては、次の各号によらなければならぬ。

(1) 点検者は、常に作業環境を整えるものとする。

(2) 点検者は、設備等の表示内容及び警報音等に注意し、その状態を把握するものとする。

(3) 施設等の機能を停止させてはならない。ただし、公社の承諾を得た場合はこの限りでない。

(4) データが欠測となる重要な操作については、あらかじめ公社の承諾を得なければならぬ。

(5) 点検施設に重大な故障を発見した場合は、直ちに公社に報告し、その指示に従うこと。

(業務の実施日及び時間)

第35条 業務の実施日及び時間は、交通管理・管制業務と一体的な計画とし策定するものとする。

なお、業務の実施は、原則として昼間の勤務時間帯とし、都合によりその時間帯外に業務を実施する必要がある場合は、あらかじめ公社と協議し、承諾を得るものとする。

(業務の一時停止)

第36条 公社は、次の各号に該当する場合は、受託者に対し必要と認める期間について、点検業務等の全部又は一部の履行について一時中止を指示することができる。

(1) 交通事故又は災害等により、交通管理・管制業務への応援が必要となった場合

(2) 定期点検の実施に伴い後方警戒が必要な場合

(3) 前号に掲げるほか、公社が必要と認めた場合

(臨機の措置)

第37条 受託者は、業務履行中に異常事態が発生した場合は、次の各号によるものとする。

- (1) 天候又は災害等によって業務の遂行が困難となった場合は、公社に報告しその指示に従うものとする。
- (2) 施設等に異常が発生し、又は発生が予想される場合は、速やかに公社に報告するものとする。ただし、緊急を要する場合は応急措置を行った後、直ちにその状況及び措置内容を公社に報告するものとする。

(安全等の確保)

第38条 受託者は、次の各号により委託業務実施における安全を図らなければならない。

- (1) 常に安全管理に心がけ、感電、墜落事故等に十分注意するものとし、必要に応じて保安防具等を着用すること。
 - (2) 交通規制を必要とする場合は、公社が別に定める「交通規制作業要領」に準拠してを行うものとし、常に交通安全対策に心がけ、一般通行者の安全確保並びに点検者の保安に万全を期すること。
 - (3) 点検場所に点検関係者以外の者の立ち入りを禁止する場合には、立ち入り禁止の表示を行うとともに、バリケード等、公社が貸与する工事安全施設を設置すること。
 - (4) 万一作業中に事故が発生した場合は、直ちに公社に通報するとともに、速やかに書面により事故報告を行うこと。
- なお、損害の賠償は、すべて受託者の責任において速やかに処理するものとする。

(消耗品等)

第39条 業務に必要な消耗品等は、公社が負担するものとする。

(提出書類)

第40条 受託者は、別紙4「電気通信・機械施設等日常保守点検業務提出書類一覧」に掲げる書類を提出しなければならない。

第5章 雪氷管理業務

(雪氷業務の内容)

第41条 受託者は、次の各号に定める業務を雪氷対策要領に基づき実施しなければならない。

- (1) 雪氷パトロールでの雪氷対策作業の報告及び記録業務に関すること。
- (2) 雪氷基地に対する指示、伝達に関すること。
- (3) 各種データの収集、報告、整理に関すること。
- (4) 管制室における各関係機関等との応答、雪氷作業委託業者への指示に関すること。
- (5) 雪量観測等に関すること。
- (6) 前各号に付随する業務

第6章 電気通信・機械施設等保守定期点検業務

(保守定期点検業務の内容)

第42条 本業務は、設備を常に正常な状態に維持する業務であり、点検内容等は、別に定める「電気通信・機械施設等保守定期点検要領」(平成23年10月改訂版)によるものとし、原則は年1回の点検を実施する。

2 点検業務計画

平成29年度

宮津天橋立IC～丹波IC 点検業務1式

宮津天橋立IC～与謝天橋立IC 点検業務1式

与謝天橋立IC～京丹後大宮IC (マニュアル作成)

平成30年度

宮津天橋立IC～丹波IC 点検業務1式

宮津天橋立IC～京丹後大宮IC 点検業務1式

平成31年度

宮津天橋立IC～丹波IC 点検業務1式

宮津天橋立IC～京丹後大宮IC 点検業務1式

平成32年度

宮津天橋立IC～丹波IC 点検業務1式(換気、空調設備のみ)

また、機器に小範囲で発錆がある場合は錆止めのタッチアップを施すこと。

なお、本業務に必要な完成図書及び取り扱い説明書等は公社から貸し出しうる。

本業務完了後は、次年度の受託者に円滑に引き継ぎすること。

(定期点検責任者)

第43条 受託者の定期点検責任者は(1)、(2)に示す資格及び経験を有する物の中から定期点検責任者を定め公社に通知するものとする。

(1) 国家資格、第3種電気主任技術者以上又は、消防設備士(甲種第1類)を取得しているもの。

(2) 実務経験として、高圧受配電設備又は、トンネル用非常設備に係る保守点検業務、運転制御業務、設計業務、施工管理業務又は、工事に従事した経験を5年以上有すること、かつ、別表-1に示すトンネル等級Aの非常設備を有する道路トンネルにおいて高圧受配電設備及び非常設備に係る保守点検業務に従事した経験を1年以上含むこと。

(業務従事者の資格)

第44条 本業務に従事する点検者(以下「点検者」という。)は別表-2に示す資格を有するものとし、業務の実施に当たっては業務内容に応じた資格を有するものが行わなければならぬ。

(業務の実施時間)

第45条 本業務の実施時間は、原則として土・日・祝祭日を除く平日の午前8時30分から午後5時30分までとする。

なお、業務実施の都合により、この時間以外に作業を行う必要がある場合は、予め監督員に計画書を提出し、承認を得なければならない。

(業務の履行)

第46条 受託者は、本業務を実施するにあたり、次の各号に掲げる事項に留意するとともに、交通管理・管制業務と連携し、迅速かつ安全に作業を行うものとする。

- (1) 本業務に係る各作業工程については、監督員に計画書を提出し、承諾を得ること。
- (2) 点検者は、業務の履行に適した作業服を着装し、腕章により身分を明示すること。
- (3) 点検者は、常に作業環境の整備等に留意すること。
- (4) 作業の実施にあたっては、前日の16時までに「工事・作業実施連絡表」を管理事務所に提出すること。また、管制室に対しては、作業開始時間・作業終了時間・作業場所等連絡すること。
- (5) 作業は、原則として定期点検責任者の指揮監督のもと点検者2名以上で行うものとし1名での作業は行ってはならない。
- (6) 点検者は、設備の表示及び警報音等に注意し、その状態を把握しておくこと。
- (7) 業務の履行にあたり、データが欠測となる重要な操作については、予め監督員の承諾を得ること。
- (8) 道路上の作業においては、「交通規制作業要領」に基づき、常に交通安全に心掛け一般利用者の安全確保及び点検者の保安に万全を期すること。
- (9) 万一作業中に事故が発生した場合は、直ちに監督員に報告するとともに、速やかに書面により事故報告を提出すること。

なお、損害の賠償は全て受託者の責任において速やかに処理すること。

- (10) 作業終了後は、設備の状態確認を行い監督員にその日の作業結果を報告するとともに、管制室に必要な事項を連絡すること。

(交換部品)

第47条 本業務に必要な交換部品は、公社から支給する。

なお、交換部品は別表-3に示すとおりとする。

(受託者の負担)

第48条 本業務において次の各号に掲げる材料及び器具等については、受託者負担とする。

- (1) 油脂、補修ペイント等の消耗材料品（グリス、ウエス、潤滑油、ペンキ、ハケ）
- (2) 軽微な部品（ヒューズ、絶縁テープ、端子類、電線（50m程度）
- (3) 測定器具、修理工具等

(予備品の整理・整頓)

第49条 受託者は、各施設の予備品等を把握し、整理・整頓に努めること。

(臨機の措置)

第 50 条 業務の履行に当たり、点検設備に重大な故障を発見し、又は発生が予測される場合は速やかに監督員に報告するものとする。

ただし、緊急を要する場合には応急措置を行った後、直ちにその状況及び措置内容等を監督員に報告するものとする。

(関係機関等への連絡及び協議)

第 51 条 本業務の実施にあたり、必要な場合は監督員の指示の指示のもと関係官公署及び関係会社等への連絡打ち合わせの補助を行うものとする。

(質疑事項)

第 52 条 受託者は、本業務の実施にあたり本仕様書に明示のない事項において疑義が生じた場合は速やかに監督員と協議するものとする。

(業務履行計画書)

第 53 条 受託者は、本業務の実施にあたり次の各号に掲げるないようの履行計画書を作成し、契約締結後速やかに監督員に提出し承諾を受けるものとする。

- (1) 業務内容
- (2) 全体工程表
- (3) 業務履行体制[保守点検組織、連絡体制]
- (4) 安全管理
- (5) 主要測定機械器具一覧
- (6) 業務従事者名簿
- (7) その他

(業務実施予定表)

第 54 条 受託者は、本業務の実施にあたり「保守定期点検業務予定表」を前月 25 日までに監督員に提出し承諾をうけるものとする。

(業務打ち合わせ記録簿)

第 55 条 受託者は、監督員と本業務に関する打ち合わせを行った時は各設備毎に様式－1により「打合せ記録簿」に必要事項を記載しその都度監督員に提出するものとする。

(点検結果報告書)

第 56 条 受託者は、各設備ごとの点検結果をまとめ「保守定期点検業務報告書」を様式－2により作成しその都度監督員に提出するものとする。

また、業務完了時には、年間点検結果の所見及び次年度以降の対象施設の保全に関する提言をまとめた報告書を作成するものとする。

(故障報告書)

第 57 条 受託者は、保守定期点検において設備故障を発見した場合は各設備ごとに様式を一
3により故障の設備名、設置場所、故障原因、現場対応等を記入しその都度監督員に提出、
確認を受けるものとする。

(写真管理)

第 58 条 写真の撮影と整理については、別に定める「電気通信・機械施設等保守定期点検要領」
(平成 23 年 10 月改訂版) によるものとし提出部数は 1 部とする。

なお、写真の色彩、大きさ、工事写真帳の大きさならびに電子媒体に記録する工事写真
については土木工事施工管理基準（平成 22 年 4 月京都府）によるものとする。

(検査)

第 59 条 受託者は、本業務の既済部分検査及び完了検査に際し本仕様書に定める点検結果報告
及び履行の確認に関する関係資料を整えておくものとする。

なお、検査にあたっては定期点検責任者が立ち会うものとする。

(その他の業務)

第 60 条 受託者は、前条の業務のほか、道路の交通の安全と円滑を図るため公社が指示した事
項を、指示した方法により実施しなければならない。

また、本業務完了後は、次年度の受託者に円滑に引き継ぎすること。

別 紙

- 別紙 1 交通管理・管制等業務組織表
- 別紙 3 日常保守点検業務の対象設備
- 別紙 4 電気通信・機械設備等日常保守点検業務提出一覧
- 別紙 5 電気通信・機械施設等保守定期点検施設一覧

別 表

- 別表－1 トンネル等級 A の非常用施設
- 別表－2 保守定期業務に従事する点検者の資格
- 別表－3 交換部品一覧

様 式

- 様式－1 打合せ記録簿
- 様式－2 保守定期点検業務報告書
- 様式－3 保守定期点検業務故障報告書

別紙 1

交通管理・管制等業務組織表

(1) 舞鶴大江基地（平成 26 年 6 月 1 日から平成 29 年 5 月 31 日の組織）

A	日勤(責任者)	*週休 2 日
---	---------	---------

1 班	B	24 時間勤務(班長)	交通管理、管制、(班業務責任者)
	C	24 時間勤務(副班長)	交通管理、管制、(冬期雪氷管理業務責任者)
	D	24 時間勤務	交通管理、管制
	E	24 時間勤務	交通管理、管制
	F	24 時間勤務	交通管理、管制
	G	24 時間勤務	交通管理、管制、日常保守点検
	H	24 時間勤務	交通管理、管制、日常保守点検
	I	24 時間員務	交通管理、管制
	J	24 時間員務	交通管理、管制

2 班	B～J	1 班と同じ
--------	-----	--------

3 班	B～J	1 班と同じ
--------	-----	--------

(1) 京丹波わち分駐所（平成 27 年 4 月 1 日から平成 29 年 5 月 31 日の組織）

K	日勤 (責任者(班長))	*週休 2 日
---	--------------	---------

1 班	L	24 時間勤務(副班長)	交通管理、管制、(班業務責任者、冬期雪氷管理業務責任者)
	M	24 時間勤務	交通管理、管制
	N	24 時間勤務	交通管理、管制、日常保守点検
	O	24 時間勤務	交通管理、管制、日常保守点検

2 班	L～O	1 班と同じ
--------	-----	--------

3 班	L～O	1 班と同じ
--------	-----	--------

日常保守点検業務の対象設備

設備名	装置名	数量						設置箇所					
		A'	A	B	C	D	E	(謝天橋立IC～京丹後大宮IC)	A(宮津天橋立IC～謝天橋立IC)	B(宮津天橋立IC～舞鶴大江IC)	C(舞鶴大江IC～綾部JCT)	D(綾部JCT～京丹波わちIC)	E(京丹波わちIC～丹波IC)
遠方監視設備	中央処理装置	1	-	3	-						管理事務所(3)		
	監視制御CRT操作卓	1	-	4	-						管理事務所(3)+延伸区間(1)		
	ミニグラフィックパネル		-	1	-						管理事務所		
	監視モニター	-	1										
	伝送処理装置親局		1	-	1	-					管理事務所		
	伝送処理装置子局	1	1	4	6	5	6	第12電気室	第11電気室	第7,8,9,10電気室	管理事務所、第1,2,3,4,5電気室	京丹波わちIC、橘上TN、横谷TN、綾部安国寺IC、高城TN電気室	京丹波PA・森TN電気室、栗野TN電気室、広野TN電気室、新瑞穂TN電気室、京丹波みすばIC電気室
	警察用簡易伝送処理装置親局	-		-	1	-					管理事務所		
	他機関用伝送装置	-		-	1	-					管理事務所		
	無停電電源装置	1	1	-	1	-	6	第12電気室	第11電気室		管理事務所		
電話設備	VDF	1	1	4	6	5	8	第12電気室	第11電気室	第7,8,9,10電気室	管理事務所、第1,2,3,4,5電気室	京丹波わちIC、橘上TN、横谷TN、綾部安国寺IC、高城TN電気室	丹波IC通信機械室、京丹波PA電気室、森TN電気室、京丹波みすばIC電気室、栗野TN電気室、新瑞穂TN電気室、広野TN電気室
	非常電話機	20	33	44	59	56	94	明かり部 6、TN部 14	明かり部 4、TN:29	明かり部:20、TN:24	明かり部:40、TN:19	明かり部:12+6=18、TN:32+6=38	明かり部:54、TN:39 PA1
	非常電話受付台	-		-	1	-					管理事務所		
	IP交換機(IP-PBX)			-	1	-					管理事務所		
	汎用小型交換機(PBX)				1	-					管理事務所		
	光伝送装置(DLT)			+	2	-				第10電気室	管理事務所、第3電気室		
	光伝送装置(RPR)	-	1	3	5	7				第10電気室	管理事務所(2)	京丹波わちIC、橘上TN、横谷TN、綾部安国寺IC、高城TN電気室	丹波IC通信機械室、京丹波PA電気室、森TN電気室、京丹波みすばIC電気室、栗野TN電気室、新瑞穂TN電気室、広野TN電気室
	網監視装置(NSP)	1	-	1	-						管理事務所		
	線路監視制御装置(L-SVII)	1	1	1	3	7		第11電気室	第10電気室	第3電気室	橘上TN、横谷TN、綾部安国寺IC電気室	丹波IC通信機械室、京丹波PA電気室、森TN電気室、新瑞穂TN電気室、広野TN電気室	
	光ファイバーケーブル配分架(FDPE)	1	1	1	3	5	9	第12電気室	第11電気室	第10電気室	管理事務所、第1,3電気室	京丹波わちIC、橘上TN、横谷TN、綾部安国寺IC、高城TN電気室	丹波IC通信機械室、京丹波PA電気室、森TN電気室、京丹波みすばIC電気室、栗野TN電気室、新瑞穂TN電気室、広野TN電気室
	直流水電源装置	1	1	1	2	-		第12電気室	第11電気室	第10電気室	管理事務所、第3電気室		
防災設備	防災受信盤	1	1	3	4	2	6	第12電気室	第11電気室	第7,8,9電気室	第2,3,4,5電気室	橘上TN、横谷TN電気室	京丹波PA電気室、森TN電気室、栗野TN電気室、新瑞穂TN電気室、広野TN電気室
	消火栓A型	30											
	消火栓B型(給水栓付き)	10	19	11	8	12		14TN	12TN坑口	大江山TN(11)	坊口TN(8)	橘上TN(6)、横谷TN(6)	
	屋外給水栓	2	2	2	2	4	2	14TN坑口	12TN坑口	大江山TN両坑口(2)	坊口TN両坑口(2)	橘上TN両坑口(2)、横谷TN両坑口(2)	新瑞穂TN坑口
	単体型給水栓自立型			1	-	-			12TN坑口	大江山TN下り非常駐車帯			
	火災検知器	48						14TN					

日常保守点検業務の対象設備

設備名	装置名	数量						設置箇所						
		A'	A	B	C	D	E	(与謝天橋立IC～京丹後大宮IC)	A (宮津天橋立IC～与謝天橋立IC)	B (宮津天橋立IC～舞鶴大江IC)	C (舞鶴大江IC～綾部JCT)	D (綾部JCT～京丹波わちIC)	E (京丹波わちIC～丹波IC)	
誘導表示板(内照式)	17							水戸谷TN						
消防ポンプ	1	1	1	1	2	1		12TN坑口	大江山TNポンプ室	坊口TNポンプ室	橋上TN,横谷TNポンプ室	新瑞穂TNポンプ室		
消防ポンプ制御盤	1	1	1	1	2	1		12TN坑口	大江山TNポンプ室	坊口TNポンプ室	橋上TN,横谷TNポンプ室	新瑞穂TNポンプ室		
放流弁制御盤		1	1	-	-			12TN坑口	大江山TN京都側坑口					
自動給水装置	1	1	1	1	2	1		12TNポンプ室	大江山TNポンプ室	坊口TNポンプ室	橋上TN,横谷TNポンプ室	新瑞穂TNポンプ室		
取水ポンプ	1	-	-	2	4	2				坊口TN宮津側坑口(2)	橋上TN宮津側坑口(2),横谷TN宮津側坑口(2)	新瑞穂TN宮津側坑口		
取水ポンプ制御盤	1	-	-	1	2	1				坊口TN宮津側坑口	橋上TN宮津側坑口,横谷TN宮津側坑口	新瑞穂TN宮津側坑口		
道路情報板	道路情報板 AL板	2	2	1	1	3	4	NHL3形表示板 与謝天橋立出口(2)	宮津天橋立本線出口、宮津天橋立出口(宮津野田川)	舞鶴大江IC本線出口	舞鶴大江IC本線出口	京丹波わちIC本線出口、綾部安国寺IC本線出口(2)	丹波IC出口、京丹波みずほIC出口(2)、京丹波わちIC出口	
	道路情報板 BL板	4	2	3	2	4	6	NHL1形表示板 国道312号(1)、味土野大宮線(2)、大宮岩滝線(1)	与謝天橋立(国道176号)(2)	宮津天橋立IC(国道176号、178号、府道9号)(3)	舞鶴大江IC(国道175号)(2)	京丹波わちIC(国道27号)(2)、綾部安国寺IC(国道27号)(2)	丹波IC(国道9号)(2)、京丹波みずほIC(国道9号、173号)(4)	
	道路情報板 CL板		1	1	1	2	1		宮津天橋立本線料金所	宮津天橋立料金所	舞鶴大江料金所	京丹波わち、綾部安国寺料金所	京丹波みずほIC	
	道路情報板 DL板	2	2	8	6	8	10	TIB形警報表示板 水戸谷TN坑口	12TN、13TN坑口	大俣TN(2)、楠葉TN(2)、辛皮TN(2)、大江山TN(2)	七百石TN、篠田TN、別所TN、内久井TN、坊口TN、上村TN	橋上TN(2)、旭TN(2)、横谷TN(2)	須知TN、曾根TN、森TN、院内TN、栗野TN(2)、新瑞穂TN、大廉TN、広野TN(2)	
	道路情報板 DS板		10	-	6	3	7		12TN、13TN坑口及び坑内		七百石TN、篠田TN、別所TN、内久井TN、坊口TN、小原TN	横谷TN、高城第一TN、高城第二TN	須知TN、曾根TN(2)、森TN、栗野TN、新瑞穂TN、大廉TN	
	道路情報板 JL板		-	-	3	1					綾部JCT宮津側、舞鶴道(2)	綾部JCT京都側		
	監視制御盤	2	1	4	6	4	8	第12電気室(道路情報板・警報表示板)	第11電気室	第7,8,9,10電気室	管理事務所、第1,2,3,4,5電気室	京丹波わちIC、橋上TN、横谷TN、綾部安国寺IC電気室	京丹波わちIC～綾部JCT(25)	丹波IC～京丹波わちIC(38)
可変式速度規制標識	可変式速度規制標識	-	-	24	24	25	38	公安委員会管理	公安委員会管理	舞鶴大江IC～宮津天橋立IC(24)	綾部JCT～舞鶴大江IC(24)	京丹波わちIC～綾部JCT(25)	丹波IC～京丹波わちIC(38)	
	監視制御盤	-	-	-	1	-	-	公安委員会管理	公安委員会管理		管理事務所			
気象観測設備	透過率・気温・風向風速等	1	1	2	2	1	2	京丹後大宮IC	与謝天橋立IC	大俣4号橋、宮津天橋立IC	綾部JCT、舞鶴由良川大橋	乙味川橋	桧山高架橋、高屋川橋	
	気温表示器		3	6	2	8			与謝天橋立(3)	木俣TN京都側、楠葉TN京都側、辛皮TN京都側、大江山TN河側、宮津天橋立IC	舞鶴由良川大橋(2)	京丹波わちIC～綾部JCT(8)		
	地震計	1						第12電気室						
トンネル換気設備	ジェットファン口径1000	4	-	-	2			14TN				橋上TN(2)		
	ジェットファン口径1250	-	6	-	4	2	4		12TN		坊口TN(2)、上村TN(2)	横谷TN(2)	新瑞穂TN	
	ジェットファン口径1530	-		5	2	-				大江山TN(5)	坊口TN(2)			
	煙霧透過率測定装置	2	2	2	4	4	2	14TN	12TN	大江山TN(2)	坊口TN(2)、上村TN(2)	橋上TN(2)、横谷TN(2)	新瑞穂TN	
	一酸化炭素検出装置	2	2	2	4	4	2	14TN	12TN	大江山TN(2)	坊口TN(2)、上村TN(2)	橋上TN(2)、横谷TN(2)	新瑞穂TN	
	風向風速測定装置	1	1	1	2	2	1	14TN	12TN	大江山TN	坊口TN、上村TN	橋上TN、横谷TN	新瑞穂TN	
	計測盤	1	1	1	2	2	1	14TN	第11電気室	第9電気室	第4,5電気室	橋上TN、横谷TN電気室	新瑞穂TN電気室	
	換気制御盤	1	3	1	2	2	1	14TN	第11電気室	第9電気室	第4,5電気室	橋上TN、横谷TN電気室	新瑞穂TN電気室	

日常保守点検業務の対象設備

設備名	装置名	数量						設置箇所					
		A'	A	B	C	D	E	(与謝天橋立IC～京丹後大宮IC)	A (宮津天橋立IC～与謝天橋立IC)	B (宮津天橋立IC～舞鶴大江IC)	C (舞鶴大江IC～綾部JCT)	D (綾部JCT～京丹波わちIC)	E (京丹波わちIC～丹波IC)
ITV設備	ITVカメラ装置	6	12	5	3	16	21			大俣4号橋、大江山TN両側、宮津天橋立IC	綾部JCT、坊口TN京都側、由良川PA	京丹波わちIC～綾部安国寺IC(13)、綾部安国寺IC～綾部JCT(3)	丹波IC～京丹波わちIC(21)
	ITV制御架装置	6	12	5	3	16	21			大俣4号橋、大江山TN両側、宮津天橋立IC	綾部JCT、坊口TN京都側、由良川PA	京丹波わちIC～綾部安国寺IC(13)、綾部安国寺IC～綾部JCT(3)	丹波IC～京丹波わちIC(19)
	モニター装置	1	1	-	8	-	11		管理事務所		管理事務所(7)、警察詰所		管理事務所(8)、分駐隊(3)
	ITV操作卓		1	-	0	-	3		管理事務所		管理事務所(3)、警察詰所		管理事務所
	ITV架	1	1	-	2	2	7				管理事務所(2)	橋上TN、横谷TN電気室	
移動無線設備	基地局	1	2	4	6	4	6	第12電気室	無線局舎、第11電気室	第7,8,9,10電気室	管理事務所、第1,2,3,4,5電気室	橋上TN、横谷TN、綾部安国寺IC、高城TN電気室	須知無線局舎、森TN電気室、京丹波みずほIC電気室、栗野TN電気室、新瑞穂TN電気室、広野TN電気室
	移動無線回線制御装置			-	1	-					管理事務所(2)		
	車載局			5	10	-	9		宮津雪水基地(5)	綾部雪水基地(5)、舞鶴大江基地(9)、内1台予備			
	携帯局			-	17	-	10				管理事務所(17)		
	消防無線基地局	1	1	1	-	-	1	第12電気室	第11電気室	第9電気室			新瑞穂TN
	直流電源装置	1	2	3	5	3	7	第12電気室	無線局舎、第11電気室	第7,8,9電気室	第1,2,4,5電気室、管理事務所	橋上TN電気室、横谷TN電気室、高城TN電気室	須知無線局舎、森TN電気室、京丹波みずほIC電気室、栗野TN電気室、新瑞穂TN電気室、新瑞穂TN消防用無線、広野TN電気室
受配電自家発電機	受配電設備	1	1	4	7	5	6	第12電気室	第11電気室	第7,8,9,10電気室	第1,2,3,4,5,6電気室、由良川PA	京丹波わちIC、橋上TN、横谷TN、綾部安国寺IC、高城TN電気室	京丹波PA電気室、森TN電気室、栗野TN電気室、新瑞穂TN電気室、広野TN電気室、京丹波みずほIC電気室
	照明制御盤(ATL含む)	1	1	4	7	5	6	第12電気室	第11電気室	第7,8,9,10電気室	第1,2,3,4,5,6電気室、由良川PA	京丹波わちIC、橋上TN、横谷TN、綾部安国寺IC、高城TN電気室	京丹波PA電気室、森TN電気室、栗野TN電気室、新瑞穂TN電気室、広野TN電気室、京丹波みずほIC電気室
	直流電源装置	1	1	4	6	4	1	第12電気室	第11電気室	第7,8,9,10電気室	第1,2,3,4,5,6電気室	京丹波わちIC、橋上TN、横谷TN、綾部安国寺IC電気室	京丹波みずほIC電気室
	無停電源装置	1	1	4	6	4	6	第12電気室	第11電気室	第7,8,9,10電気室	第1,2,3,4,5,6電気室	京丹波わちIC、橋上TN、横谷TN、綾部安国寺IC電気室	京丹波PA電気室、森TN電気室、栗野TN電気室、新瑞穂TN電気室、広野TN電気室、京丹波みずほIC電気室
	ディーゼル発電機	1	1	3	5	4	4	第12電気室	第11電気室	第8,9,10電気室	第1,2,4,5,6電気室	京丹波わちIC、橋上TN、横谷TN、綾部安国寺IC電気室	京丹波PA電気室、森TN電気室、新瑞穂TN電気室、京丹波みずほIC電気室
照明設備	トンネル照明		724	1516	2714	1773	1267		地蔵TN、大師山TN	大俣TN、柳葉TN、辛皮TN、大江山TN	七百石TN、篠田TN、別所TN、内久井TN、坊口TN、小原TN、上村TN	橋上TN、旭TN、横谷TN、高城第一TN、高城第二TN	須知TN、曾根TN、森TN、院内TN、栗野TN(2)、新瑞穂TN、大蔭TN、広野TN(2)
	トンネル照明 LED	221			2014			水戸谷TN			坊口TN、小原TN、上村TN		
	輝度計	2						両坑口					
	坑外灯	2						両坑口					
	プリンカーライト(専用電源)			3	6	3	6		舞鶴大江IC分流	綾部JCT分流(3)、由良川PA(2)、舞鶴大江IC分流	綾部安国寺IC分流(3)		
	内照式標識(門柱型)			-	2	-					綾部JCT分流(2)		
	内照式標識(据置型)	2		2	2	5		出口案内板 水戸谷TN内	宮津天橋立料金所(2)	舞鶴大江料金所(2)	京丹波わち(2)、綾部安国寺料金所(2)、横谷TN		
	内照式標識(片持型)			-	2	2				舞鶴大江IC分流(2)	綾部安国寺IC分流(2)		
	内照式標識(バタフライ型)			2	4	1				綾部JCT分流(3)、舞鶴大江IC分流	綾部安国寺IC分流		
	外照式標識			2	7	3			舞鶴大江IC本線出口、宮津天橋立IC本線出口	綾部JCT分歧(5)、上り由良川PA入口、舞鶴大江IC本線出口	京丹波わちIC本線出口、綾部安国寺IC本線出口、横谷TN		
安全施設	自発光式デリニエータ制御器			-	1	-				舞鶴大江IC Bランプ			

日常保守点検業務の対象設備

設備名	装置名	数量						設置箇所					
		A'	A	B	C	D	E	(与謝天橋立IC～京丹後大宮IC)	A(宮津天橋立IC～与謝天橋立IC)	B(宮津天橋立IC～舞鶴大江IC)	C(舞鶴大江IC～綾部JCT)	D(綾部JCT～京丹波わちIC)	E(京丹波わちIC～丹波IC)
	赤色回転灯			2	2	-				宮津天橋立IC Bランプ(2)	舞鶴大江IC Bランプ(2)		
大江山TN防災ITV設備	ITVカメラ装置		3	-	-					大江山TN(3)			
	ITV制御架装置		3	-	-					大江山TN(3)			
	モニター装置		-	1	-						管理事務所		
	ITV操作卓		-	1	-						管理事務所		
	画像伝送処理装置		-	1	-						管理事務所		
TN防災放送設備	AM送信装置架	1	1	1	-	2	1	第12電気室	第11電気室			橋上TN,横谷TN電気室	新瑞穂TN電気室
	AM受信装置架	1	1	1	-	2	1	第12電気室	第11電気室			橋上TN,横谷TN電気室	新瑞穂TN電気室
	FM送信装置架	1	1	-	-	2	+	第12電気室	第11電気室			橋上TN,横谷TN電気室	新瑞穂TN電気室
	FM受信装置架	1	1	-	-	2		第12電気室	第11電気室			橋上TN,横谷TN電気室	
	拡声放送架	1	1	1	-	2		第12電気室	第11電気室			橋上TN,横谷TN電気室	
	防災放送操作卓		1	-	1	-			管理事務所		管理事務所		
	防災放送制御架		1	-	1	-			管理事務所		管理事務所		
建築付帯電気機械	受水槽ポンプ制御盤設備		1	-	1	2			第11電気室		由良川PA	京丹波わち,綾部安国寺料金所	
	換気設備(建物単位)	1	1	7	10	7	12		第11電気室	第7,8,9,10電気室,宮津雪水基地,資材庫、宮津天橋立料金所	管理事務所,資材庫,綾部雪水基地,資材庫,第1,2,3,4,5,6電気室	京丹波わちIC,橋上TN,横谷TN,綾部安国寺IC,高城TN電気室,京丹波わち,綾部安国寺料金所	京丹波PA電気室、森TN電気室、栗野TN電気室、新瑞穂TN電気室、広野TN電気室、京丹波PAトイレ、京丹波みずほIC(5)、分駐隊
消防警備設備	消融雪制御盤	1	1	1	1	-		京丹後大宮ICランプ	与謝天橋立ICランプ	宮津天橋立IC Eランプ	舞鶴大江IC Eランプ		
	散水装置	1	1	1	1	-		京丹後大宮ICランプ	与謝天橋立ICランプ	宮津天橋立IC Eランプ	舞鶴大江IC Eランプ		
	取水装置	1	1	1	1	-		京丹後大宮ICランプ	与謝天橋立ICランプ	宮津天橋立IC Eランプ	舞鶴大江IC Eランプ		

別紙4

電気通信・機械施設等日常保守点検業務提出書類一覧

提出書類名	記載事項	提出期日	様式例
業務体制計画書	<ul style="list-style-type: none"> ・業務内容 ・業務履行体制〔保守点検組織、連絡体制〕 ・業務従事者名簿 ・安全管理 ・その他 	契約締結後 15日以内	様式 - 1
日常保守点検業務報告書（日報）	<ul style="list-style-type: none"> ・点検結果の概要及び所見 ・点検データ ・措置事項 ・その他 	点検実施日の翌日	業務要領に記載
日常保守点検業務故障報告書	<ul style="list-style-type: none"> ・故障症状 ・現場対応 ・状況写真 ・その他 	応急復旧後速やかに	業務要領に記載
設備故障報告書（月報）	<ul style="list-style-type: none"> ・設備故障の統計 ・設備故障復旧状況一覧 ・その他 	翌月10日まで	――
打合せ記録簿	<ul style="list-style-type: none"> ・打合せ事項 ・措置内容 ・その他 	随時	業務要領に記載

別紙 5

京都縦貫自動車道 電気通信・機械施設等保守定期点検施設一覧(宮津天橋立IC～丹波IC)

主設備名	適用種別	装置名	単位	数量
遠方監視設備	中継台(据置型)	VDF・高速回線避雷ユニット(1～5、7～11電気室、宮津天橋立IC、管理事務所)	架	11
		交通量計測設備(トラカン)	台	12
伝送装置	端局装置	光伝送装置(光ファイバ配分架・FDFを含む)	台	43
	監視制御装置	IPネットワーク監視装置	面	1
電話設備	中継台(電話機)	非常電話機	台	252
	外部建具	非常電話ボックス	台	62
	表示灯設備	非常電話表示灯+非常駐車帯表示灯(壁付型) 1台目	台	68
	中継台(電話機)	非常電話受付台	台	1
	中継台(電話機)	業務電話+FAX	台	132
		通信履歴サーバ	台	1
	自動電話交換機	IP交換機・汎用小型交換機	式	2
	監視制御装置	網監視装置(保守コンソール)	面	1
	直流電源装置	直流電源装置(第10電気室)	台	1
	直流電源装置	シール型鉛蓄電池(第10ER8個)	セル	8
防災設備	非常警報受信装置	防災受信盤(京丹波PA、森、粟野、新瑞穂、広野、2,3,4,5,7,8,9横谷橋上高城電気室)	面	16
	非常警報受信装置	受信制御器、制御装置、副制御装置	面	3
	屋外消火栓設備	消火ポンプ操作盤、取水ポンプ制御盤、放流弁制御盤	面	10
	屋外消火栓設備	加圧送水装置(消火ポンプ、給水装置)	基	10
	屋外消火栓設備	水源(貯水槽、取水ポンプ、放流弁、バルブ類等)	組	5
	屋外消火栓設備	前傾式消火栓本体(給水栓付含む)	基	176
	非常警報設備	表示灯(赤色灯)	基	351
	消火器	消火器20型粉末	本	702
	屋外消火栓設備	屋外給水栓	台	10
	屋外消火栓設備	単独型給水栓	台	1
	自動火災検知設備	自動火災検知器(新瑞穂、橋上、横谷、坊口、大江山)	台	316
	非常警報設備	手動通報器(消火栓)	基	176
	非常警報設備	手動通報器(消火器箱付)消火栓は除く	基	175
	非常警報設備	手動通報器(非常電話ボックス内)	基	58
	消防用水	防火水槽	基	16
	トンネル内表示灯	トンネル内誘導表示灯(高城1、横谷、橋上、旭、橋上TN)	面	21
道路情報板設備	道路情報表示装置	道路情報板AL、BL、CL、DL、DS、JL、TIB、SIB型	面	82
	道路情報制御装置	監視制御盤(情報板)	面	22
可変式速度規制標識	規制標識	可変式速度規制標識(LED式)境界用矢印LED含む	基	113
	予告板・標識	可変式速度規制標識操作盤(管理事務所通信機械室)	台	1
	気象観測設備	気象観測装置(風向、風速、雨量、降水検知、気温、VI、路温)	台	7
	検知装置(監視装置)	地震計	台	4
	トンネル換気設備	トンネル防災付属設備 煙霧透過率測定装置(VI計)受光部	台	10
		トンネル防災付属設備 煙霧透過率測定装置(VI計)投光部	台	10
		トンネル防災付属設備 一酸化炭素検出装置(CO計)	台	10
CCTV設備	トンネル防災付属設備	風向風速計	台	5
	分電盤	C/C盤	面	17
	制御盤	換気制御盤、計測器盤、換気制御計測盤	面	6
	換気設備	ジェットファン(目視点検、異音調査)	台	17
	開閉器箱	手元開閉器箱	面	11
	監視カメラ設備	監視カメラ本体(カラー)	台	56
無線設備	監視カメラ設備	ハウジング(ワイヤーデフロスタ付き)	台	56
	監視カメラ設備	カメラ制御器	台	56
	画像伝送装置	画像伝送装置	組	9
	監視カメラ設備	CCTV操作卓	台	5
	監視カメラ設備	ハードディスクレコーダ(通信機械室)	台	2
	監視カメラ設備	モニターカラー 管制室、宮津天橋立料金、警察詰所	台	11
	監視カメラ設備	光成端箱(高城TN電気室)	台	1
無線設備	無線設備総合調整	指令台(1)、無線局 基地局(23)消防局含む、移動局(60)、回線(1)	式	1
	無線通信補助設備	消防端子箱	台	10
	直流電源装置	直流電源装置	台	18
	直流電源装置	須知無線局舎(2)、森(4)、京丹波みずほ(2)、粟野(2)、新瑞穂【管理用無線】(2)、新瑞穂【消防補助無線】(4)、広野(4)、橋上(3)、横谷(3)、高城(3)、第1(2)、第2(2)、第4(2)、第5(2)、第7(4)、第8(2)、第9(2)、舞鶴大江(2)セル	セル	50
	無線通信補助設備	空中線 八木空中線	基	39
	無線通信補助設備	共用器、共用装置(屋外・外型)、V/U共用器、2分配器	台	35
	無線通信補助設備	トンネル漏洩同軸ケーブル(大江山、柄葉、大俣、上村、坊口、篠田、横谷、橋上、新瑞穂 合計10,700m)	式	1

京都縦貫自動車道 電気通信・機械施設等保守定期点検施設一覧(宮津天橋立IC～丹波IC)

主設備名	適用種別	装置名	単位	数量
道路照明	電灯設備開閉器箱	京丹波PA(16)、みずほIC(28)、わち本線(15)、わちIC(17)、安国寺IC(22)、綾部JCT(23)、綾部雪氷(11)、綾部チーン(9)、由良川PA(50)、大江IC(50)、宮津雪氷(9)、宮津チーン(9)、宮津IC(23)	基	282
	分電盤	C／C盤、道路照明盤(調光装置含む)	面	289
	トンネル照明	分電盤1,2,3,4,5,6,7,8,9,10,11TN坑口分電盤及び全トンネルELB盤	面	84
	坑口照明	ポール道路照明	台	49
	トンネル照明	輝度計(24トンネル)	組	24
	外灯設備	ボックスカルバート照明 舞鶴大江(3)、宮津(4)、安国寺及びLED型は除く	台	7
(内・外照式標識設備)	表示灯設備	標識(内照式、外照式標識)	基	14
(安全施設)	表示灯設備	ブリンカーライト	基	17
	表示灯設備	自発行式アリネータ	個	7
	開閉器箱	同上制御盤	個	1
	放送装置総合調整	放送制御架、AM送信装置架、AM受信装置架、拡声放送架	式	5
	非常警報設備遠隔操作部	放送卓	台	1
	非常警報設備スピーカ	非常駐車帯スピーカ	台	4
	無線通信補助設備	AM受信アンテナ	台	7
	無線通信補助設備	FM受信アンテナ	台	4
	無線通信補助設備	送信アンテナ(誘導線) 目視点検延長7,290m	式	1
	無線通信補助設備	整合器・終端抵抗器	台	9
管理事務所・宮津天橋立料金所換気空調設備	換気設備	給排気ファン 管理事務所	台	29
	換気設備	給排気ファン 宮津料金所	台	12
	換気設備	有圧換気扇排気用 管理事務所	台	10
	空調設備	パッケージ型空冷ヒートポンプ式 室内機数量 管理事務所	台	26
	空調設備	パッケージ型空冷ヒートポンプ式 室内機数量 宮津料金所	台	13
	空調設備	ルームエアコン型空冷ヒートポンプ式 室内機数量 管理事務所	台	6
	換気設備	小型全熱交換機等(送風機相当) 管理事務所	台	8
	換気設備	小型全熱交換機等(送風機相当) 宮津料金所	台	7
	換気設備	有圧換気扇、シロッコファン 各電気室、ポンプ室、PA	台	109
	換気設備	小型全熱交換機等(送風機相当)みずほ雪氷基地	台	3
電気室・ポンプ室・PA換気設備	換気設備	小型全熱交換機等(送風機相当)JCT雪氷基地	台	2
	換気設備	小型全熱交換機等(送風機相当) 宮津雪氷基地	台	2
	換気設備	給排気ファン+レンジフード みずほ雪氷	台	6
	換気設備	給排気ファン+レンジフード 綾部雪氷	台	5
	換気設備	給排気ファン+レンジフード 宮津雪氷	台	5
	換気設備	有圧換気扇 みずほ雪氷	台	2
	換気設備	有圧換気扇 綾部雪氷	台	6
	換気設備	有圧換気扇 宮津雪氷	台	6
	温風暖房設備	FF式ファンヒータ 綾部雪氷	台	4
	温風暖房設備	FF式ファンヒータ 宮津雪氷	台	5
	空調閥連機器	灯油タンク	台	3
	換気設備	有圧換気扇排気用 みずほ雪氷車庫	台	4
	換気設備	有圧換気扇排気用 京丹波わち分駐所車庫棟	台	6
	換気設備	有圧換気扇排気用 綾部雪氷車庫	台	4
	換気設備	有圧換気扇排気用 宮津雪氷車庫	台	2
駐車場管制設備	駐車場信号設備	駐車場信号設備 管理事務所	個	2
	駐車場管制設備	同上検知器ループコイル	個	2
	駐車場管制設備	カーゲート設備	基	1
	駐車場管制設備	管理用遮断機(宮津、由良川PA、京丹波PA)	面	3
	駐車場管制設備	同上制御盤(宮津、由良川PA、京丹波PA)	基	3
	薬液設備制御盤	薬液設備制御盤含む(みずほ、綾部、舞鶴大江、宮津)	面	4
	薬液設備ポンプ設備	陸上薬液ポンプ(みずほ、綾部、舞鶴大江、宮津)	台	4
	薬液設備ポンプ設備	水中ポンプ(みずほ、綾部、舞鶴大江、宮津)	台	4
	揚水ポンプ設備	PA小型給水ポンプユニット(京丹波PA、由良川PA)	台	2
	床下排水ポンプ	排水ポンプ 宮津天橋立・京丹波みずほ料金事務所	台	2
建築付帯分電盤	建築付帯分電盤	電気室(22)、無線局舎(1)、ポンプ室(1)、車庫(4)、雪氷(3)、管理棟(4)、料金所(4)、トイレ棟(2)	式	41
	縣垂幕装置	縣垂幕装置(森、院内、安国寺、上村、大江山)	基	5
消融雪装置	貯水槽	貯水槽清掃 舞鶴大江、宮津、本線	式	3
	散水装置	散水ヘッド調整 舞鶴大江、宮津、本線	式	3
	制御盤	制御盤 舞鶴大江(2)、宮津(3)、本線(2)	面	7
	ポンプ設備	渦巻きポンプ、給水ポンプ(大)	台	1
	ポンプ設備	水中ポンプ、散水ポンプ(大)、補給ポンプ(宮)	台	3
建築施設屋上等雨水排水設備		各電気室、各雪氷基地、管理棟、各料金事務所、各料金所	台	155

別紙 5

京都縦貫自動車道 電気通信・機械施設等保守定期点検施設一覧(宮津天橋立IC～丹波IC)

主設備名	適用種別	装置名	単位	数量
京丹波みずほ、京丹波わち、綾部安国寺料金所換気空調設備	換気設備	給排気ファン 京丹波みずほ料金所	台	13
	換気設備	給排気ファン 京丹波わち料金所	台	9
	換気設備	給排気ファン 綾部安国寺料金所	台	12
	換気設備	給排気ファン 京丹波わち料金所	台	12
	空調設備	パッケージ型空冷ヒートポンプ式 室内機数量 京丹波みずほ料金所	台	3
	空調設備	パッケージ型空冷ヒートポンプ式 室内機数量 綾部安国寺料金所	台	3
	空調設備	パッケージ型空冷ヒートポンプ式 室内機数量 京丹波わち料金所	台	3
	空調設備	ルームエアコン型空冷ヒートポンプ式 室内機数量 綾部安国寺料金所	台	4
	空調設備	ルームエアコン型空冷ヒートポンプ式 室内機数量 京丹波わち料金所	台	4
	空調設備	ルームエアコン型空冷ヒートポンプ式 室内機数量 京丹波みずほ料金所	台	4
	空調設備	ルームエアコン型空冷ヒートポンプ式 室内機数量 京丹波わち分駐所	台	3
	換気設備	小型全熱交換機等(送風機相当) 綾部安国寺料金所	台	4
	換気設備	小型全熱交換機等(送風機相当) 綾部安国寺料金所	台	3
	換気設備	小型全熱交換機等(送風機相当) 京丹波わち料金所	台	3
	換気設備	小型全熱交換機等(送風機相当) わち分駐所	台	2
	換気設備	給排気ファン+レンジフード 綾部安国寺料金所	台	1
	換気設備	給排気ファン+レンジフード 京丹波わち料金所	台	1
	暖房設備	電気パネルヒーター 京丹波みずほ料金所	台	4
	暖房設備	電気パネルヒーター 京丹波わち料金所	台	2
	暖房設備	電気パネルヒーター 綾部安国寺料金所	台	4
	暖房設備	電気パネルヒーター 京丹波わち料金所	台	4
	除湿器	除湿器 管理事務所1F資料庫	台	1
電気室・ポンプ室・PA換気設備	空調設備	パッケージ型空冷ヒートポンプ式 室内機数量 綾部安国寺電気室	台	1
	空調設備	パッケージ型空冷ヒートポンプ式 室内機数量 京丹波わち電気室	台	1
	空調設備	パッケージ型空冷ヒートポンプ式 室内機数量 高城電気室	台	1
	空調設備	パッケージ型空冷ヒートポンプ式 室内機数量 横谷電気室	台	1
	空調設備	パッケージ型空冷ヒートポンプ式 室内機数量 橋上電気室	台	1
	空調設備	パッケージ型空冷ヒートポンプ式 室内機数量 京丹波みずほ料金所	台	3
	空調設備	パッケージ型空冷ヒートポンプ式 室内機数量 丹波IC電気室	台	1
	空調設備	パッケージ型空冷ヒートポンプ式 室内機数量 京丹波PA電気室	台	1
	空調設備	パッケージ型空冷ヒートポンプ式 室内機数量 森電気室	台	1
	空調設備	パッケージ型空冷ヒートポンプ式 室内機数量 京丹波みずほIC電気室	台	1
	空調設備	パッケージ型空冷ヒートポンプ式 室内機数量 粟野TN電気室	台	1
	空調設備	パッケージ型空冷ヒートポンプ式 室内機数量 新瑞穂TN電気室	台	1
	空調設備	パッケージ型空冷ヒートポンプ式 室内機数量 広野TN電気室	台	1
	空調設備	パッケージ型空冷ヒートポンプ式 室内機数量 京丹波わち料金所	台	1
	換気設備	有圧換気扇給気用 綾部安国寺電気室	台	9
	換気設備	有圧換気扇給気用 京丹波わち電気室	台	9
	換気設備	有圧式換気扇排気用 高城トンネル電気室	台	3
	換気設備	有圧式換気扇給気用、ベンチレーター 高城トンネル電気室	台	1
	換気設備	有圧式換気扇給気用 横谷トンネル電気室	台	4
	換気設備	有圧式換気扇給気用 橋上トンネル電気室	台	4
	換気設備	有圧式換気扇給気用、ベンチレーター 横谷トンネル電気室	台	7
	換気設備	有圧式換気扇給気用、ベンチレーター 橋上トンネル電気室	台	7
	換気設備	小型全熱交換機等(送風機相当)京丹波みずほIC電気室	台	1
	換気設備	小型全熱交換機等(送風機相当)横谷トンネル電気室	台	2
	換気設備	小型全熱交換機等(送風機相当)橋上トンネル電気室	台	2
管理用設備	外灯設備	駐車場屋外灯 綾部安国寺料金所	台	3
	外灯設備	駐車場屋外灯 京丹波わち料金所	台	3
	給水設備	加圧給水ポンプユニット(受水槽共) 綾部安国寺料金所	台	1
	給水設備	加圧給水ポンプユニット(受水槽共) 京丹波わち料金所	台	1
	受変電設備	電気室接地端子箱	面	21
消防用設備	消火器	消火器 管理事務所、各電気室、各料金所(計168本)	本	168
情報提供装置		京丹波PA、由良川PA(モニター)	台	8
路側表示板		京丹波PA 上下	台	2

別紙 5

京都縦貫自動車道 電気通信・機械施設等保守定期点検施設一覧(宮津天橋立IC～丹波IC)

主設備名	適用種別	装置名	単位	数量
受配電設備	自家発電機	京丹波PA電気室 80KVA	台	1
		京丹波みずほIC電気室 75KVA	台	1
		栗野TN電気室 22KVA	台	1
		新瑞穂TN電気室 150KVA	台	1
		京丹波わち電気室 60KVA	台	1
		橋上電気室 125KVA	台	1
		横谷電気室 125KVA	台	1
		綾部安国寺 60KVA	台	1
		第1電気室 50KVA	台	1
		第2電気室 35KVA	台	1
		第4電気室 125KVA	台	1
		第5電気室 35KVA	台	1
		第6電気室 125KVA	台	1
		第8電気室 50KVA	台	1
		第9電気室 200KVA	台	1
		第10電気室 100KVA	台	1
ジェットファン	トンネル換気設備	新瑞穂トンネル No1 JF	台	1
		新瑞穂トンネル No2 JF	台	1
		新瑞穂トンネル No3 JF	台	1
		新瑞穂トンネル No4 JF	台	1
		橋上トンネル No1 JF	台	1
		橋上トンネル No2 JF	台	1
		横谷トンネル No1 JF	台	1
		横谷トンネル No2 JF	台	1
		第5トンネル(坊口) No1 JF	台	1
		第5トンネル(坊口) No2 JF	台	1
		第5トンネル(坊口) No3 JF	台	1
		第5トンネル(坊口) No4 JF	台	1
		第11トンネル(大江山) No1 JF	台	1
		第11トンネル(大江山) No2 JF	台	1
		第11トンネル(大江山) No3 JF	台	1
		第11トンネル(大江山) No4 JF	台	1
		第11トンネル(大江山) No5 JF	台	1
	屋外消火栓設備	放水試験	基	

別紙 5

山陰近畿自動車道 電気通信・機械施設等保守定期点検施設一覧(宮津天橋立IC～与謝天橋立IC)

主設備名	適用種別	装置名	単位	数量
伝送設備	端局装置	光伝送装置(伝送装置収容架)	台	3
	端局装置	光ファイバー配分架	台	2
電話設備	中継台(電話機)	非常電話機	台	33
	外部建具	非常電話ボックス	台	29
	表示灯設備	非常電話表示灯+非常駐車帯表示灯(壁付型) 1台目	台	29
	中継台(電話機)	業務電話	台	3
防災設備	非常警報受信装置	防災受信盤(11電気室)	面	1
	非常警報受信装置	中継増幅盤	面	5
	屋外消火栓設備	消火ポンプ操作盤、取水ポンプ制御盤、放流弁制御盤	面	2
	屋外消火栓設備	加圧送水装置(消火ポンプ、給水装置)	基	2
	屋外消火栓設備	水源(貯水槽、取水ポンプ、放流弁、バルブ類等)	組	1
	屋外消火栓設備	前傾式消火栓本体(給水栓付含む)	基	74
	非常警報設備	起動用スイッチ	基	76
	非常警報設備	表示灯(赤色灯)	基	86
	消火器	消火器20型粉末	本	172
	屋外消火栓設備	屋外給水栓	台	2
	自動火災検知設備	自動火災検知器	台	155
	非常警報設備	手動通報器(消火器箱付)	基	86
	非常警報設備	手動通報器(非常電話ボックス内)	基	29
	消防用水	防火水槽	基	0
	避難扉	避難連絡坑・避難坑扉	面	18
トンネル内表示灯	トンネル内表示灯	トンネル内誘導表示灯	面	49
	トンネル内表示灯	誘導表示灯(避難連絡坑入口正面取付)(地蔵TN)	面	9
	トンネル内表示灯	非常表示灯(地蔵TN)	台	9
	トンネル内表示灯	非常表示灯(注意灯付)(地蔵TN)	台	9
	トンネル内表示灯	飛び出し注意灯(地蔵TN)	台	9
	トンネル内表示灯	トンネル内誘導表示灯(大師山TN)	台	5
道路情報板設備	道路情報表示装置	道路情報板NHL3(1)、NHL1(2)、TIB(2)、STIB(2)、SIB(8)AL、CL	面	16
	道路情報制御装置	監視制御盤(情報板)	面	1
	分電盤	C/C盤	面	6
気象観測設備	気象観測装置	気象観測設備(風向、風速、雨雪量、降水検知、気温、BS、路温、路面状態)	台	1
	気象観測装置	気温表示盤(注意表示含む)	台	1
	注意標識	注意表示盤(注意表示のみ)	台	1
トンネル換気設備	トンネル防災付属設備	煙霧透過率測定装置(VI計)受光部	台	2
	トンネル防災付属設備	煙霧透過率測定装置(VI計)投光部	台	2
	トンネル防災付属設備	一酸化炭素検出装置(CO計)	台	2
	トンネル防災付属設備	風向風速計	台	1
	分電盤	C/C盤	面	6
	制御盤	換気制御盤、計測器盤、換気制御計測盤	面	1
	換気設備	ジェットファンφ1250 50kW	台	6
CCTV設備	開閉器箱	手元開閉器箱	面	3
	監視カメラ設備	監視カメラ本体(旋回式単板カメラ)	台	12
	監視カメラ設備	カメラケース(ワイヤーデフロスター付き)	台	12
	画像伝送装置	光伝送装置(メディアコンバータ)	台	12
	画像伝送装置	MPEG2エンコーダ	台	12
	監視カメラ設備	カメラ機側盤	台	12
	画像伝送装置	光伝送装置(メディアコンバータ)	台	12
	監視カメラ設備	CCTV制御架	台	1
	監視カメラ設備	映像制御サーバ	台	1
	無停電電源装置	UPS	台	1
	画像伝送装置	入出力処理部	台	1
	監視カメラ設備	CCTV制御架	台	1
	監視カメラ設備	大型表示装置(表示制御FC含む)	台	1
無線設備	無線通信補助設備	消防端子箱	台	2
	無線通信補助設備	インターフェイス装置	台	2
	無線通信補助設備	音声光伝送装置	台	4
	直流電源装置	直流電源装置	台	2
	直流電源装置	蓄電池 無線局舎(2)第1電気室(2)セル	セル	4
	無線通信補助設備	空中線 八木空中線	基	1
	無線通信補助設備	共用装置	台	2
	無線通信補助設備	トンネル漏洩同軸ケーブル(地蔵TN 合計3,732m)	式	1
道路照明	電灯設備開閉器箱	ポール道路照明 与謝天橋立(8)	基	8
	分電盤	C/C盤	面	8
	分電盤	分電盤(与謝天橋立IC)	面	1
	トンネル照明	分電盤地蔵TN、大師山TN坑口分電盤及びELB盤	面	22
	トンネル照明	輝度計 地蔵TN(2)、大師山TN(2)	台	4
	坑口照明	ポール道路照明 地蔵TN(3)、大師山TN(2)	台	5
	トンネル照明不点灯調査	全2トンネル目視点検延長(8,154m)	式	1

別紙 5

山陰近畿自動車道 電気通信・機械施設等保守定期点検施設一覧(宮津天橋立IC～与謝天橋立IC)

主設備名	適用種別	装置名	単位	数量
(内・外照式標識設備)	表示灯設備	標識(内照式、外照式標識)	基	3
(安全施設)	表示灯設備	プリンカーライト	基	3
地蔵TN防災放送設備	放送装置総合調整	FM送受信装置、AM送信装置、AM受信装置、拡声放送装置(11電気室)	式	1
	非常警報設備遠隔操作部	FM送受信装置(無線局舎)	式	1
	非常警報設備スピーカ	非常駐車帯スピーカ	台	8
	非常警報設備スピーカ	拡声スピーカ(与謝天橋立IC)	台	2
	無線通信補助設備	AM受信アンテナ	台	2
	無線通信補助設備	FM受信アンテナ	台	1
	無線通信補助設備	AM送信アンテナ 目視点検延長7,320m	式	1
	無線通信補助設備	整合器・終端抵抗器	台	3
電気室・ポンプ室換気空調設備	換気設備	有圧換気扇 11電気室(8)、ポンプ室(1)、無線局舎(2)	台	11
	空調設備	パッケージ型空冷式エアコン(冷房専用)天吊型20kW	台	1
管理用設備	道路管制設備	管理用遮断機 与謝天橋立IC(サイレン・投光器付)	基	1
	建築付帯分電盤	11電気室(1)ポンプ室(1)	式	2
	受変電設備	11電気室接地端子箱	面	1
消融雪装置	貯水槽	貯水槽清掃 与謝	式	1
	散水装置	散水ヘッド調整 与謝	式	1
	制御盤	制御盤(1)	面	1
	ポンプ設備	水中ポンプ	台	4
建築施設屋上等雨水排水設備		第11電気室(2)、ポンプ室(1)	台	3
消防用設備	消火器	第11電気室(6本)	本	6
受配電設備	自家発電機	第11電気室(200kVA、1台)	面	0
トンネル換気設備	ジェットファン	第12トンネル(地蔵)No1 JF	台	1
		第12トンネル(地蔵)No2 JF	台	1
		第12トンネル(地蔵)No3 JF	台	1
		第12トンネル(地蔵)No4 JF	台	1
		第12トンネル(地蔵)No5 JF	台	1
		第12トンネル(地蔵)No6 JF	台	1
トンネル非常用設備	屋外消火栓設備	放水試験	式	1
	避難扉	避難坑扉 (駆動部粉塵除去清掃等)	式	1

別紙 5

北近畿自動車道 電気通信・機械施設等保守定期点検設備一覧(与謝天橋立IC～京丹後大宮IC)

主設備名	適用種別	装置名	単位	数量
伝送設備	端局装置	光伝送装置(伝送装置収容架)	台	1
	端局装置	光ファイバー配分架	台	1
電話設備	中継台(電話機)	非常電話機	台	20
	外部建具	非常電話ボックス	台	14
	表示灯設備	非常電話表示灯+非常駐車帯表示灯(壁付型) 1台目	台	14
	中継台(電話機)	業務電話	台	2
防災設備	非常警報受信装置	防災受信盤(12電気室)	面	1
	屋外消火栓設備	消火ポンプ操作盤、放流弁、ヒータ制御盤	面	1
	屋外消火栓設備	加圧送水装置(消火ポンプ、給水装置)	基	2
	屋外消火栓設備	水源(貯水槽、取水ポンプ、放流弁、バルブ類等)	組	1
	屋外消火栓設備	前傾式消火栓本体(給水栓付含む)	基	40
	非常警報設備	起動用スイッチ	基	42
	非常警報設備	表示灯(赤色灯)	基	40
	消火器	消火器20型粉末	本	80
	屋外消火栓設備	屋外給水栓	台	2
	自動火災検知設備	自動火災検知器	台	48
	非常警報設備	手動通報器(消火器箱付)	基	40
	非常警報設備	手動通報器(非常電話ボックス内)	基	14
	トンネル内表示灯	トンネル内誘導表示灯(水戸谷TN)	台	17
道路情報板設備	道路情報表示装置	道路情報板NHL3(2)、NHL1(4)、TIB(2)	面	8
気象観測設備	気象観測装置	気象観測設備(風向、風速、雨雪量、降水検知、気温、VI、路温、路面状態)	台	1
トンネル換気設備	トンネル防災付属設備	煙霧透過率測定装置(VI計)受光部	台	2
	トンネル防災付属設備	煙霧透過率測定装置(VI計)投光部	台	2
	トンネル防災付属設備	一酸化炭素検出装置(CO計)	台	2
	トンネル防災付属設備	風向風速計	台	1
	分電盤	C/C盤	面	2
	制御盤	換気制御盤、計測器盤、換気制御計測盤	面	1
	換気設備	ジェットファンΦ1000 33kW	台	4
	閉閉器箱	手元閉閉器箱	面	2
	監視カメラ設備	監視カメラ本体(旋回式単板カメラ)	台	6
	監視カメラ設備	カメラケース(ワイヤーデフロスタ付き)	台	6
CCTV設備	画像伝送装置	MPEG2エンコーダ	台	6
	監視カメラ設備	カメラ機側盤	台	6
	監視カメラ設備	CCTV制御架	台	1
	画像伝送装置	入出力処理部	台	1
	監視カメラ設備	大型表示装置(表示制御FC含む)	台	1
	無線設備	消防端子箱	台	2
	無線通信補助設備	インターフェイス装置	台	1
道路照明	無線通信補助設備	音声光伝送装置	台	2
	直流電源装置	直流電源装置	台	1
	直流電源装置	蓄電池 第12電気室48セル	セル	48
	無線通信補助設備	空中線 八木空中線	基	1
	無線通信補助設備	共用装置	台	2
	無線通信補助設備	トンネル漏洩同軸ケーブル(水戸谷TN 合計1,970m)	式	1
	電灯設備開閉器箱	ポール道路照明 与謝天橋立(20)、大宮(9)	基	26
(内・外照式 標識設備)	分電盤	分電盤 与謝IC(1)、大宮IC(1)	面	2
	トンネル照明	分電盤(水戸谷TN)	面	1
	トンネル照明	輝度計 水戸谷TN(2)	台	2
	坑口照明	ポール道路照明 水戸谷TN(2)	台	2
	トンネル照明不点灯調査	トンネル目視点検延長(1,970m)	式	1
	表示灯設備	標識(内照式標識)	基	4
(安全施設) 水戸谷TN防災 放送設備	表示灯設備	プリンカーライト 与謝IC(3)、大宮IC(2)	基	5
	放送装置総合調整	FM送受信装置、AM送信装置(12電気室)	式	1
	無線通信補助設備	AM送信アンテナ 目視点検延長3,810m	式	1
	無線通信補助設備	整合器・終端抵抗器	台	2
	換気設備	有圧換気扇 12電気室(8)	台	8
管理用設備	空調設備	パッケージ型空冷式エアコン(冷房専用)天吊型10kW	台	1
	道路管制設備	管理用遮断機 京丹後大宮IC(サイン・投光器付)	基	1
	建築付帯分電盤	12電気室(1)ポンプ室(1)	式	1
	受変電設備	12電気室接地端子箱	面	1
消融雪装置	貯水槽	貯水槽清掃 大宮	式	1
	散水装置	散水ヘッド調整 与謝・大宮	式	2
	制御盤	制御盤(1)	面	1
	ポンプ設備	水中ポンプ	台	1

別紙 5

北近畿自動車道 電気通信・機械施設等保守定期点検設備一覧(与謝天橋立IC～京丹後大宮IC)

主設備名	適用種別	装置名	単位	数量
建築施設屋上等雨水排水設備		第12電気室(2)	台	2
消防用設備	消火器	第12電気室(4本)	本	4
受配電設備	自家発電機	第12電気室(125kVA、1台)	面	1
トンネル換気設備	ジエットファン	第14トンネル(水戸谷)No1 JF	台	1
		第14トンネル(水戸谷)No2 JF	台	1
		第14トンネル(水戸谷)No3 JF	台	1
		第14トンネル(水戸谷)No4 JF	台	1
トンネル非常用設備	屋外消火栓設備	放水試験	式	1

トンネル等級Aの非常用施設

「日本道路公団設計要領第三集 トンネルの2-3 非常用施設の設置基準（昭和54年6月8日制定）」によるトンネル等級及び非常用施設のうち以下に示すもの。

非常用施設		トンネル等級	A	
通報警報設備	非常電話		○	
	押し釦式通報装置		○	
	火災検知器		○	
	非常警報装置	トンネル入り口情報板	○	
		トンネル内情報板	—	
消火設備	消火器		○	
	消火栓		○	
避難誘導設備	誘導表示板	非常口表示灯	—	
		誘導表示板（A）	—	
		非常口案内表示板	—	
		誘導表示板（B）	○	
	排煙設備		○	
	避難通路		—	
その他の設備	給水栓		○	
	無線通信補助設備	漏洩同軸ケーブル	○	
		坑口電話	○	
	ラジオ再放送設備		—	
	拡声放送設備		—	
	水噴霧設備		—	
	監視装置	タイプA（200m間隔）	—	
		タイプB（非常駐車帯）	—	
	非常駐車帯		○	
	停電時照明設備		○	
	非常用電源設備	自家発電設備	○	
		無停電電源設備	○	

本業務に従事する点検者

必要資格等
①第3種電気主任技術者以上
②第2種電気工事士以上
③第2級陸上無線技術士以上
④第3級陸上特殊無線技士以上
⑤消防設備士（乙種）以上（1・4・6類）
⑥車両系建設機械（整地等）運転技能講習修了者及び小型車両系建設機械（整地等3t未満）運転特別教育修了者
⑦玉掛け技能講習修了者
⑧自家用発電設備専門技術者（（社）日本内燃力発電設備協会）の資格を有する者
⑨小型移動式クレーン運転技能講習修了者
⑩高所作業車運転技能講習修了者

※実務経験内容は、高圧受配電設備、情報処理設備、伝送設備又は、トンネル非常用設備等のいずれかの保守点検、設計又は施工管理等とする。

※上記必要資格を業務従事者名簿に記載している点検者全体で保有していること。

交換部品

無停電電源装置	吸気フィルタ
手動通報装置	手動通報装置押し鉗カバー
一酸化炭素検出装置（CO計）	一次フィルタ、ダイヤフラム、ミニYパッキン、チップフィルタ、触媒筒、ミストキヤツチャ、シンクロナスマータ
ITVカメラ装置	ワイパークリード
換気設備	吸排気口のフィルタ
V I 計	防塵フィルタ
空調機	中性能フィルタ
※各機器及び各事務室等の管球	

※交換費は、本業務の保全業務費に含まれるものとする。

様式－1

課長	課員	担当

工事打合せ簿

発議者			
発議事項			
工事名及び工事番号			
受託者			

様式-2

報告者

保守定期点検業務報告書

点検設備名 :

点 檢 日 : 年 月 日 () ~ 年 月 日 ()

受 託 者 名

保守定期点検業務故障報告書

故障施設名 : _____

故障確認日 : 平成 年 月 日 ()

受託者名

設 備 故 障 報 告

故 障 等 級	1 級・2 級・3 級・その他				
故 障 施 設 名	遠方監視制御・電話・防災・情報板・可変速度・気象観測・トンネル換気・I T V・移動無線・照明・建築電気・消融雪・その他()				
故 障 設 備 名					
設 備 設 置 場 所					
故 障 確 認 日 時	平成 年 月 日 () 時 分 確 認				
故 障 確 認 方 法	C R T・パトロール(便、警戒、緊急、臨時)・その他()				
現 場 対 応 者		確 認 時 天 候	晴・曇・雨・雪		
故 障 機 器 定 格					
設 置 施 工 業 者		電 話 番 号			
故障症状： ----- ----- -----					
現場対応： ----- ----- -----					
故障原因： ----- ----- ----- -----					
メ 一 カ 一 対 応	必 要 ・ 不 要	別 紙 資 料	有 ・ 無	別 紙 写 真	有 ・ 無

保守定期点検報告（その1）（ / ）

点 檢 設 備			
設 置 場 所			
点 檢 日 時	点検日	点検時間	天候・気温／室温
	年 月 日	: ~ :	• °C / - °C
点 檢 者			
設 備 定 格			

点検項目	点検内容	結 果	備 考
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 良 <input type="checkbox"/> 不	
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 良 <input type="checkbox"/> 不	
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 良 <input type="checkbox"/> 不	
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 良 <input type="checkbox"/> 不	
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 良 <input type="checkbox"/> 不	
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 良 <input type="checkbox"/> 不	
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 良 <input type="checkbox"/> 不	
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 良 <input type="checkbox"/> 不	
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 良 <input type="checkbox"/> 不	

保守定期点検報告（その2）（／）

点検結果 :					
総合判定	<input type="checkbox"/> 良	<input type="checkbox"/> 不	応急処置	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無
処置内容 :					
処置結果 :					
その他 :					
所 見 :					

点検結果報告書

監督員： 印

【1】報告事項

点 檢 日	機 器 名	点検結果	処置内容	監督員
月 日		良・不		合・否
月 日		良・不		合・否
月 日		良・不		合・否
月 日		良・不		合・否
月 日		良・不		合・否
月 日		良・不		合・否
月 日		良・不		合・否
月 日		良・不		合・否
月 日		良・不		合・否
月 日		良・不		合・否
月 日		良・不		合・否
月 日		良・不		合・否
月 日		良・不		合・否
月 日		良・不		合・否

【2】監督員所見